

業務報告書 記載上の注意 (貸金業者用)

業 務 報 告 書

【記載上の注意（補足）】

以下の注意点を参考に記載下さい。
全ての記載が完了後、エラーの表示がないことを確認いただき、登録行政庁に提出下さい。

① 登録行政庁名を記載下さい。

福岡県知事 殿

② 本報告書に記載頂く計数等は3月31日時点のものとなりますので、日付は、4月1日～3月31日と記載下さい。
※ 新規営業等で期初が4月1以降の場合には、期初の日から3月31日までと記載下さい。

令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 までの業務の状況を次のとおり報告いたします。

（ 直近の決算期
令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで ）

③ 直近の決算期を記載下さい。
※ なお、本報告書に記載頂く計数等は3月31日時点のものとなりますので注意下さい。

届出者 登録番号

福岡県知事 (01) 第 号

④ 登録番号、住所、電話番号、商号又は名称、氏名等を漏れなく記載下さい。
個人事業主で、商号又は名称と氏名が同一の場合であっても、必ず氏名も記載下さい。

(郵便番号)

住 所

電話番号 () -

商 号
又は名称

氏 名

(法人にあつては、代表者の氏名)

（ 法定代理人
氏名、商号
又は名称 ）

⑤ 連絡先（作成担当者の所属、氏名及び電話番号）の記載を必ずお願いします。

連絡者

所属

氏名

電話番号 () -

(注)「登録番号」の括弧書については、記載を省略することができる。

業 務 報 告 書

目 次

⑥ 1～13すべての書類が揃っているか必ず確認下さい。
※ 該当のない様式についても、「該当なし」の旨を記載の上、必ず提出下さい。

- 1 貸付金の種別残高
- 2 業種別貸付残高
- 3 貸付金の金額別内訳
- 4 貸付金の期間別内訳
- 5 貸付金の金利別内訳
- 6 貸付金の種別内訳(除外貸付・例外貸付)
- 7 総量規制超過部分の貸付残高
- 8 消費者向無担保貸付金の金額別内訳
- 9 消費者向無担保貸付金の金利別内訳
- 10 事業者向無担保貸付金の金額別内訳
- 11 事業者向無担保貸付金の金利別内訳
- 12 消費者向無担保貸付金の新規契約状況等
- 13 貸金業協会等への加入状況等

⑦ 本報告書を記載するに当たり、記載上の注意を確認下さい。

(記載上の注意)

- 1 本報告書は、法の規制を受ける貸付けについて、直近の3月31日時点の計数等を記載する。
- 2 「連絡者」は、業務報告書の作成担当者の所属部署及び氏名を記載する。
- 3 目次に掲げる各表について、該当がない場合も「該当なし」の旨記載して提出する。
- 4 各表の残高の単位(百万円、千円)未満の端数は、特に注記がない限り切り捨てて記載する。このため、各表の残高内訳の合計は「合計」(又は「計」)欄の残高と合致しない場合がある。
- 5 各表の「構成割合」は、合計に対する割合を小数点第3位を切り捨て第2位まで記載する。
- 6 各表中、貸付残高等の実績がない場合は「-」、単位未満の場合は「0」と記載する。
- 7 各表中、「関係会社」とあるのは、提出業者の親会社、子会社及び関連会社並びに提出業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、「親会社」、「子会社」及び「関連会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する「親会社」、「子会社」及び「関連会社」をいう。
- 8 各表の「件数」は、契約件数を記載する。なお、極度方式貸付けについては、極度方式基本契約に基づく貸付け毎の件数ではなく、極度方式基本契約の件数を記載する。
- 9 各表の「残高」は、貸付当初の元本、極度方式基本契約の極度額ではなく、残元本を記載する。
- 10 「平均約定金利」は、加重平均により小数点第3位を切り捨て第2位までを記載する。

例：無担保貸付残高が55万円、その内訳が18.55%で25万円、17.80%で15万円、9.07%で15万円の場合
→ $(25 \times 18.55\% + 15 \times 17.80\% + 15 \times 9.07\%) \div 55 = 0.1576(15.76\%)$
なお、算出不能の場合は推定値を記載する。

【表1 記載上の注意(補足)】

表下の(記載上の注意)を確認頂いた上で、表の太線枠内の各欄に計数を記載下さい。

① 貸付残高は百万円単位とし、単位未満の端数は切り捨てて記載下さい。
※ 端数切捨てにより、残高内訳の「計」と「合計」欄の残高と合致しない場合があります。

② 貸付実績がない場合は「-」を、単位未満の場合は「0」を記載下さい。

③ 貸付実績がある場合、件数、残高、平均約定金利を必ず記載下さい。

1 貸付金の種別残高

貸付種別		件数・残高		残高		平均約定金利
		件数	構成割合	百万円	構成割合	
			%		%	%
消費者向	無担保 (住宅向を除く)		0.00		0.00	
	有担保 (住宅向を除く)		0.00		0.00	
	住宅向		0.00		0.00	
	計		0.00		0.00	0.00
事業者向	無担保 (関係会社向を除く)		0.00		0.00	
	有担保 (関係会社向を除く)		0.00		0.00	
	手形割引 (関係会社向を除く)		0.00		0.00	
	関係会社向		0.00		0.00	
	計		0.00		0.00	0.00
合計			100.00		100.00	0.00

(記載上の注意)

- 「住宅向」は住宅購入を目的とするいわゆる住宅ローンをいうこととし、住宅を担保に住宅ローン以外の貸付けを行う場合を含まない。
- 「関係会社向」は提出業者の関係会社及び提出業者の親会社の関係会社に対する貸付けを記載する。
- 担保には保証を含まない。

【表2 記載上の注意（補足）】

表下の（記載上の注意）を確認頂いた上で、表の太線枠内の各欄に計数を記載下さい。

① 「件数」ではなく「先数（名寄せした債務者数）」を記載して下さい。

② 「個人」欄の残高が表1（貸付金の種別残高）の消費者向計の残高と一致しているか確認下さい。
※ 事業者向けの貸付けを個人に行っている場合（農業、不動産業等）は、「個人」ではなく各業種欄への記載となります。

③ 残高合計が表1（貸付金の種別残高）の残高合計と一致しているか確認下さい。
（「先数」は名寄せした債務者数を記載するため、表1の貸付件数とは必ずしも一致しません。）

2 業種別貸付残高

業種別	先数・残高		残高	
	先数	構成割合	残高	構成割合
	件	%	百万円	%
農業、林業、漁業		0.00		0.00
建設業		0.00		0.00
製造業		0.00		0.00
電気・ガス・熱供給・水道業		0.00		0.00
情報通信業		0.00		0.00
運輸業、郵便業		0.00		0.00
卸売業、小売業		0.00		0.00
金融業、保険業		0.00		0.00
不動産業、物品賃貸業		0.00		0.00
宿泊業、飲食サービス業		0.00		0.00
教育、学習支援業		0.00		0.00
医療、福祉		0.00		0.00
複合サービス事業		0.00		0.00
サービス業(他に分類されないもの)		0.00		0.00
個人		0.00		0.00
特定非営利活動法人		0.00		0.00
その他		0.00		0.00
合計		100.00		100.00

（記載上の注意）

- 業種別貸付残高は貸付先の主な事業（過去1年間における総売上高のうち割合の最も高いもの）により分類する。
- 業種は、日本標準産業分類により分類する。
- 「先数」は名寄せした債務者数を記載する。
- 事業を営む個人顧客については、施行規則第10条の23第1項第4号及び第5号、同規則第10条の28第1項第3号及び第4号に定める契約に係る貸付けについては、事業性があるものとみなし、それぞれの業種別の欄に計上する。また、施行規則第10条の22第1項第4号に掲げる金額を基に算出した法第13条の2第2項に定める基準額の範囲内で契約した貸付けについては「個人」の欄に計上する。
- 「個人」欄の残高は、「表1」の消費者向計の残高と一致する。
- 「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条の規定に基づき設立された特定非営利活動法人をいう。
- 残高合計は、「表1」の残高合計と一致する。

【表3 記載上の注意(補足)】

表下の(記載上の注意)を確認頂いた上で、表の太線枠内の各欄に計数を記載下さい。

① 金額別区分は、顧客への当初の貸付金額で区分するのではなく、3月31日時点の貸付金残高をもって、金額別区分欄に件数、残高を計上する表です。
 例えば、A、B、Cへ以下のとおり貸付。
 A: (3/4/1)50万円貸付⇒(4/3/31)40万円残高、
 B: (3/9/1)40万円貸付⇒(4/3/31)35万円残高、
 C: (2/5/1)80万円貸付⇒(4/3/31)45万円残高
 3件が当社の全ての貸付金の場合、金額別区分『30万円超50万円以下』欄に件数3件、残高1百万円(0.4+0.35+0.45=1.2百万円、要領どおり単位未満を切捨)、『合計』欄も、同様に記載下さい。

② 件数合計及び残高合計が、表1(貸付金の種別残高)の合計と一致しているか確認下さい。

【表4 記載上の注意(補足)】

表下の(記載上の注意)を確認頂いた上で、表の太線枠内の各欄に計数を記載下さい。

① 期間別区分は、必ず様式どおりの期間別区分に沿って記載下さい。

② 件数合計及び残高合計が、表1(貸付金の種別残高)の合計と一致しているか確認下さい。

③ 1件当たり平均期間は「年」で記載下さい(必ず記入して下さい)。
 端数が出る場合は、小数点第3位以下を切り捨てて第2位までを記載下さい。

3 貸付金の金額別内訳

金額別	件数・残高		件数		残高	
	件	残高	件	構成割合	百万円	構成割合
				%		%
10万円以下				0.00		0.00
10万円超 30万円以下				0.00		0.00
30 " 50 "				0.00		0.00
50 " 100 "				0.00		0.00
100 " 500 "				0.00		0.00
500 " 1,000 "				0.00		0.00
1,000 " 5,000 "				0.00		0.00
5,000 " 1億円以下				0.00		0.00
1億円超 5 "				0.00		0.00
5 " 10 "				0.00		0.00
10 " 100 "				0.00		0.00
100億円超				0.00		0.00
合計				100.00		100.00
1件当たり平均貸付残高					百万円	

(記載上の注意)

- 貸付残高が直近の事業年度末における自己資金(法人の場合は自己資本)の額を超える貸付先すべて(ただし、当該先が20に満たない場合は、貸付残高上位20位までの貸付先)について、それぞれの貸付先名、業種、貸付件数及び貸付残高を記載した別途の表(任意様式)を併せて提出する。(自己資金又は自己資本を超える貸付先が無い場合は別途の表の提出は不要)
- 「自己資金」とは、資産の合計額から負債の合計額を控除した額をいう。
- 「自己資本」とは、資産の合計額より負債の合計額並びに配当金及び役員賞与金の予定額を控除し、引当金(特別法上の引当金を含む。)の合計額を加えた額をいう。
- 「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の合計件数及び合計残高と一致する。
- 「1件当たり平均貸付残高」は、小数点第3位を切捨てて第2位までを記載する。例:1.25、0.36等

4 貸付金の期間別内訳

期間別	件数・残高		件数		残高	
	件	残高	件	構成割合	百万円	構成割合
				%		%
1年以下				0.00		0.00
1年超 5年以下				0.00		0.00
5 " 10 "				0.00		0.00
10 " 15 "				0.00		0.00
15 " 20 "				0.00		0.00
20 " 25 "				0.00		0.00
25年超				0.00		0.00
合計				100.00		100.00
1件当たり平均約定期間					年	

(記載上の注意)

- 期間は約定期間による。
- 「1件当たり平均約定期間」は加重平均により小数点第3位を切り捨てて第2位までを記載する。
 例: 1年以下が2件、1年超5年以下の2年が3件、3年が5件、5年超10年以下の6年が3件、7年が3件の場合

$$\rightarrow (1 \times 2 + 2 \times 3 + 3 \times 5 + 6 \times 3 + 7 \times 3) \div (2 + 3 + 5 + 3 + 3) = 3.875 \text{ (3.87年)}$$

 なお、算出不能の場合は推定値を記載する。
- 「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の合計件数及び合計残高と一致する。

【表5 記載上の注意(補足)】

表下の(記載上の注意)を確認頂いた上で、表の太線枠内の各欄に計数を記載下さい。

① 金利別区分は、必ず様式どおりの金利別区分に沿って記載下さい。

② 件数合計及び残高合計が、表1(貸付金の種別残高)の合計と一致しているか確認下さい。

5 貸付金の金利別内訳

金利別	件数・残高		残高	
	構成割合		構成割合	
	件	%	百万円	%
10.0%以下		0.00		0.00
10.0%超 15.0%以下		0.00		0.00
15.0 " 18.0 "		0.00		0.00
18.0 " 20.0 "		0.00		0.00
20.0 " 29.2 "		0.00		0.00
29.2 "		0.00		0.00
合計		100.00		100.00

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の合計件数及び合計残高と一致する。

【表6 記載上の注意(補足)】

表下の(記載上の注意)を確認頂いた上で、表の太線枠内の各欄に計数を記載下さい。

貸金業法完全施行後(平成22年6月18日)に実施したものについてのみ記載下さい。

【表6 貸付種別の説明】

貸付種別の概要は以下の通りです。略記なので、詳細は、施行規則の原文を確認下さい。
※下記の記載は表の項目順序に従って記載してあります。

【除外貸付】

- (1)住宅ローン又は住宅のリフォームローン
- (2)住宅ローン又は住宅のリフォームローンのつなぎ融資
- (3)自動車購入のための自動車担保ローン
- (4)高額医療費
- (5)金商法に定める一定の有価証券担保貸付け
- (6)返済能力を超えない不動産貸付け(居住用不動産等は除外)
- (7)売却予定不動産による弁済予定の契約(顧客の返済能力を超えないもの)
- (8)手形割引や金商業者が行う一定の有価証券担保ローン・媒介契約

【例外契約】

- (1)債務弁済資金貸付け(1号関係)
- (2)債務弁済資金貸付け(1号の2関係)
- (3)緊急医療費(同一生計者)
- (4)特定費用貸付け(10万円以下、3カ月以内等)
- (5)配偶者との年収合算基準による貸付け
- (6)個人事業者向け貸付け
- (7)新規事業資金貸付け(個人事業者向け)
- (8)金融機関からの貸付けのつなぎ融資

6 貸付金の種別残高(除外貸付・例外貸付)

貸付種別	件数・残高		残高		平均約定金利
	件数	構成割合	百万円	構成割合	
	件	%		%	%
施行規則第10条の21第1項第1号で定める契約		0.00		0.00	
施行規則第10条の21第1項第2号で定める契約		0.00		0.00	
施行規則第10条の21第1項第3号で定める契約		0.00		0.00	
除外 貸 付 施行規則第10条の21第1項第4号で定める契約		0.00		0.00	
施行規則第10条の21第1項第5号で定める契約		0.00		0.00	
施行規則第10条の21第1項第6号で定める契約		0.00		0.00	
施行規則第10条の21第1項第7号で定める契約		0.00		0.00	
施行規則第10条の21第1項第8号で定める契約		0.00		0.00	
計		0.00		0.00	0.00
例 外 貸 付 施行規則第10条の23第1項第1号で定める契約		0.00		0.00	
施行規則第10条の23第1項第1号の2で定める契約		0.00		0.00	
施行規則第10条の23第1項第2号で定める契約		0.00		0.00	
施行規則第10条の23第1項第2号の2及び施行規則第10条の28第1項第1号で定める契約		0.00		0.00	
施行規則第10条の23第1項第3号及び施行規則第10条の28第1項第2号で定める契約		0.00		0.00	
施行規則第10条の23第1項第4号及び施行規則第10条の28第1項第3号で定める契約		0.00		0.00	
施行規則第10条の23第1項第5号及び施行規則第10条の28第1項第4号で定める契約		0.00		0.00	
施行規則第10条の23第1項第6号で定める契約		0.00		0.00	
計		0.00		0.00	0.00
合 計		100.00		100.00	0.00

(記載上の注意)

- 1 「除外貸付」とは、法第13条の2第2項に規定する住宅資金貸付契約その他の内閣府令で定める契約をいう。
- 2 「例外貸付」とは、法第13条の2第2項に規定する個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約(法第13の3第5項に規定する個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない極度方式基本契約を含む。)として内閣府令で定めるものをいう。

【表7 記載上の注意(補足)】

表下の(記載上の注意)を確認頂いた上で、表の太線枠内の各欄に計数を記載下さい。

7 総量規制超過部分の貸付残高

貸付種別	先数・残高	
	先 数	残 高
	件	百万円
総量規制超過部分の貸付残高 (自社貸付残高)		

(記載上の注意)

- 1 「先数」は、本報告書作成時点で個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合において、直近で実施した法第13条の3第1項及び第2項の規定による調査(途上与信調査)の結果、同条第5項に規定する「基準額超過極度方式基本契約」に該当すると認められた極度方式基本契約(下記2において「当該契約」という。)に係る個人顧客の先数を記載する。
- 2 「残高」は、当該契約に係る個人顧客に対する提出業者の3月末時点の貸付残高(当該契約の残元本及び当該契約以外の貸付けに係る契約を同一顧客と締結している場合にはその残元本。)のうち、当該個人顧客に係る法第13条の2第2項に規定する「基準額」を超過している額を記載する。

【表8 記載上の注意(補足)】

表下の(記載上の注意)を確認頂いた上で、表の太線枠内の各欄に計数を記載下さい。

① 金額別区分は、3月31日時点の貸付金残高をもって、金額別区分欄に件数、残高を計上する表です。

例えば、A、B、Cへ以下のとおり貸付。

A: (3/4/1)50万円貸付⇒(4/3/31)40万円残高、

B: (3/9/1)40万円貸付⇒(4/3/31)35万円残高、

C: (2/5/1)80万円貸付⇒(4/3/31)45万円残高

3件が当社の消費者向無担保貸付金の全てであった場合、金額別区分『30万円超50万円以下』欄に件数3件、残高1百万円(0.4+0.35+0.45=1.2百万円、要領どおり単位未満を切捨)、『合計』欄も、同様に記載下さい。

② 件数合計及び残高合計が、表1(貸付金の種別残高)の消費者向無担保の件数及び残高と一致しているか確認下さい。

③ 1件当たり平均貸付残高の単位は千円単位で記載下さい。

【表9 記載上の注意(補足)】

表下の(記載上の注意)を確認頂いた上で、表の太線枠内の各欄に計数を記載下さい。

① 金利別区分は、必ず様式どおりの金利別区分に沿って記載下さい。

② 件数合計及び残高合計が、表1(貸付金の種別残高)の消費者向無担保貸付の件数及び残高と一致しているか確認下さい。

8 消費者向無担保貸付金の金額別内訳

金額別	件数・残高		件数		残高	
	件	残高	構成割合	構成割合	百万円	構成割合
			件	%		%
10万円以下				0.00		0.00
10万円超 20万円以下				0.00		0.00
20 " 30 "				0.00		0.00
30 " 50 "				0.00		0.00
50 " 70 "				0.00		0.00
70 " 100 "				0.00		0.00
100 " 150 "				0.00		0.00
150 " 200 "				0.00		0.00
200 " 300 "				0.00		0.00
300万円超				0.00		0.00
合計				100.00		100.00
1件当たり平均貸付残高						千円

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の消費者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。

9 消費者向無担保貸付金の金利別内訳

金利別	件数・残高		件数		残高	
	件	残高	構成割合	構成割合	百万円	構成割合
			件	%		%
10.0%以下				0.00		0.00
10.0%超 15.0%以下				0.00		0.00
15.0 " 18.0 "				0.00		0.00
18.0 " 20.0 "				0.00		0.00
20.0 " 29.2 "				0.00		0.00
29.2 "				0.00		0.00
合計				100.00		100.00

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の消費者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。

【表10 記載上の注意(補足)】

表下の(記載上の注意)をよく確認頂いた上で、表の太線枠内の各欄に計数を記載下さい。

① 金額別区分は、3月31日時点の貸付金残高をもって、金額別区分欄に件数、残高を計上する表です。
 例えば、(株)Aへ以下のとおり貸付。
 A: (2/4/1)800万円貸付⇒(4/3/31)450万円残高
 事業者向無担保貸付が本件のみであった場合、金額別区分『100万円超500万円以下』欄に件数1件、残高400万円(単位未満を切捨)、『合計』欄も、同様に記載下さい。

② 件数合計及び残高合計が、表1(貸付金の種別残高)の事業者向無担保貸付の件数及び残高と一致しているか確認下さい。

【表11 記載上の注意(補足)】

表下の(記載上の注意)を確認頂いた上で、表の太線枠内の各欄に計数を記載下さい。

① 金利別区分は、必ず様式どおりの金利別区分に沿って記載下さい。

② 件数合計及び残高合計が、表1(貸付金の種別残高)の事業者向無担保貸付の件数及び残高と一致しているか確認下さい。

10 事業者向無担保貸付金の金額別内訳

金額別	件数・残高		件数		残高	
	件	残高	件	構成割合	百万円	構成割合
				%		%
100万円以下				0.00		0.00
100万円超 500万円以下				0.00		0.00
500 " 1000 "				0.00		0.00
1000 " 5000 "				0.00		0.00
5000 " 1億円以下				0.00		0.00
1億円超 5 "				0.00		0.00
5 " 10 "				0.00		0.00
10億円超				0.00		0.00
合計				100.00		100.00
1件当たり平均貸付残高						百万円

(記載上の注意)

- 「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の事業者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。
- 「1件当たり平均貸付残高」は、小数点第3位を切り捨て第2位までを記載する。例:1.25、0.36等

11 事業者向無担保貸付金の金利別内訳

金利別	件数・残高		件数		残高	
	件	残高	件	構成割合	百万円	構成割合
				%		%
5.0%以下				0.00		0.00
5.0%超 10.0%以下				0.00		0.00
10.0 " 15.0 "				0.00		0.00
15.0 " 18.0 "				0.00		0.00
18.0 " 20.0 "				0.00		0.00
20.0 " 29.2 "				0.00		0.00
29.2 "				0.00		0.00
合計				100.00		100.00

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の事業者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。

【表12 記載上の注意(補足)】

表下の(記載上の注意)を確認頂いた上で、表の太線枠内の各欄に計数を記載下さい。

12 消費者向無担保貸付金の新規契約状況等

(1) 新規契約状況

	件数等	
新規申込件数		件
新規契約件数		件
新規契約率		%

(記載上の注意)

- 1 新規申込件数は、当該年度の申込件数(既存顧客からの申込件数を含み、貸付条件変更に係るものは除く。)に記載する。
- 2 新規契約件数は、当該年度の契約件数(既存顧客との契約件数を含み、貸付条件変更に係るものは除く。)に記載する。
- 3 新規契約率は、新規契約件数を新規申込件数で除した数字を小数点第3位を切り捨て第2位まで記載する。

(2-1) 新規貸付状況

	件数等	
新規貸付総額		百万円
新規貸付件数		件
新規平均貸付額		千円

① 1件当たり平均貸付残高の単位は千円単位で記載下さい。

(記載上の注意)

- 1 新規貸付総額は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の総額を記載する。
- 2 新規貸付件数は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の件数を記載する。
- 3 新規平均貸付額は、新規貸付総額を新規貸付件数で除した数字を記載する。
- 4 上記1から3の数字について把握できない場合は、「(2-2) 当該年度の貸付状況」を記載すること(本表(2-1)の記載は不要)。

(2-2) 当該年度の貸付状況

	件数等	
当該年度貸付総額		百万円
当該年度貸付件数		件
当該年度平均貸付額		千円

② 当該年度平均貸付残高の単位は千円単位で記載下さい。

(記載上の注意)

- 1 貸付総額は、当該年度に行った貸付けの総額を記載する。
- 2 貸付件数は、当該年度に行った貸付けの件数を記載する。
- 3 平均貸付額は、貸付総額を貸付件数で除した数字を記載する。
- 4 「(2-1) 新規貸付状況」を記載した場合には、本表(2-2)の記載は不要とする。

【表13 記載上の注意(補足)】

表下の(記載上の注意)を確認頂いた上で、該当する項目の左の欄に○印を記載下さい。
 ※ 1～13に該当がない場合、必ず「14」の左の欄に○印を記載下さい。

① 平成21年7月1日に(社)日本クレジット協会が設立されたことに伴い、(社)全国信販協会に加盟していた業者で、一般社団法人日本クレジット協会に加盟している業者は「4」の左の欄に○印を記載下さい。

② 日賦貸金業の登録を受けている場合、「13」の左の欄に○印を記載下さい。

13 貸金業協会等への加入状況等

	1 貸金業協会に加盟している
	2 指定信用情報機関に加盟している
	3 電話加入権に質権を設定することを目的とした事業協同組合に加盟している
→	4 一般社団法人日本クレジット協会に加盟している
	5 日本クレジットカード協会に加盟している
	6 包括信用購入あっせん業者又は個別信用購入あっせん業者として登録を受けている
	7 電気機械器具関係の一般社団法人等に加盟している(関係会社が加盟している場合を含む)
	8 自動車関係の一般社団法人等に加盟している(関係会社が加盟している場合を含む)
	9 日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、協同組合連合会日本商店連盟、協同組合連合会日本専門店会連盟に加盟している(関係会社が加盟している場合を含む)
	10 建設・不動産関係の一般社団法人等に加盟している(関係会社が加盟している場合を含む)
	11 質屋の許可を受けている
	12 公益社団法人リース事業協会に加盟している
→	13 日賦貸金業者として登録されている
	14 上記のいずれにも該当しない
※ その他加入している団体があればその名称を記載すること	

(記載上の注意)

- 1 1～14の該当する項目の左の欄に○印を記載し、参考についてはその名称を記載すること。
- 2 一般社団法人等とは、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人等をいう。

残高の集計方法等について

1. 業務報告書と事業報告書の残高集計に関する記載

◆業務報告書「目次」の記載上の注意 4

「各表の残高の単位（百万円、千円）未満の端数は、特に注記がない限り切り捨てて記載する。」

このため、各表の残高内訳の合計は「合計」（又は「計」）欄の残高と合致しない場合がある。」

・事業報告書の残高の集計方法も、前項記載の業務報告書と同じ扱いになります。

【ポイント】

・各表の残高内訳欄については、それぞれ単位未満の端数を切り捨てて下さい。

・各表の「計」や「合計」は、各社で集計した貸付金残高の合計額について単位未満の端数を切り捨てて下さい。

※「計」や「合計」の残高は、残高内訳欄の数値の合計と異なる場合がありますので注意して下さい。

各表の残高内訳の「合計」 ≤ 「合計」 → 【正】

各表の残高内訳の「合計」 > 「合計」 → 【誤】

2. 業務報告書と事業報告書の構成割合について

・上記1.の集計方法をとるため、合計欄にある構成割合は、常に100%（固定値）になります。

・残高内訳欄毎の構成割合は、残高内訳欄の切捨て処理した額（分子）を「合計」欄の額（分母）で除した数値となります。従って、残高内訳欄の各構成割合の数値を合算しても100%にならない場合があります。

3. 業務報告書と事業報告書の残高について（償却前か償却後の数値か？）

・事業報告書では、表9の記載上の注意2において、「貸付金残高は、償却前の貸付金残高とする」と表記されていますので、貸付金残高は「償却前」の数値を記載する必要があります。

・業務報告書については、目次の記載上の注意において、「法の規制を受ける貸付けについて、直近の3月31日時点の計数等を記載する」とされているだけです。

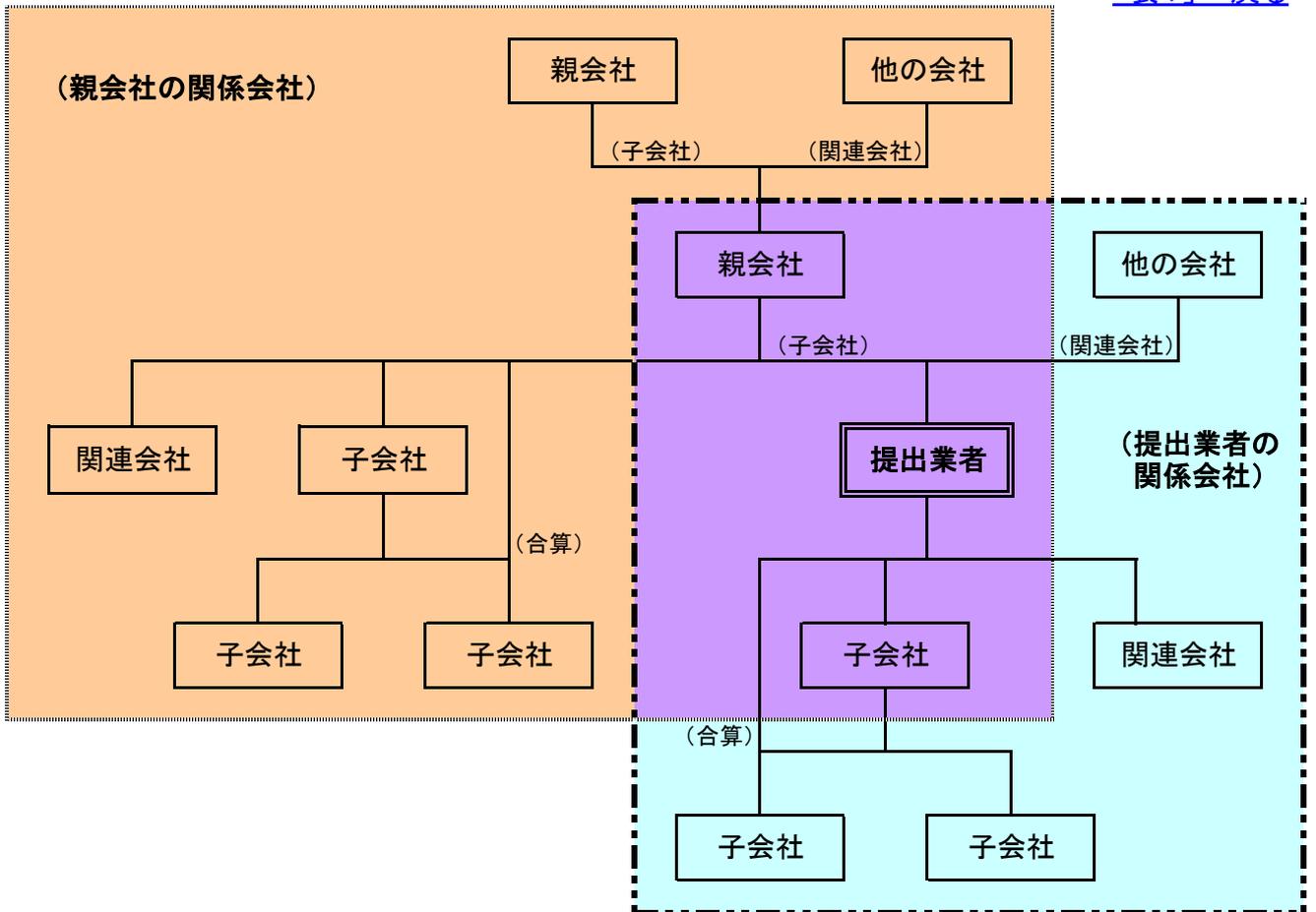
当然、3月決算以外の業者もありますので、償却が行われていない数値が前提になります。

事業報告書の表4の記載上の注意1において、3月決算の法人について業務報告書を先に提出する場合、事業報告書表4と表5の記載は省略できるようになりました。事業報告書は、前記の通り「償却前」の数値記載が義務付けられていますので、同一の数値が記載される業務報告書も「償却前」の数値が記載されていなければならないこととなります。

従いまして、業務報告書に記載する貸付金残高についても、事業報告書同様「償却前」の数値が入ることになります。

表1の「関係会社向」けの範囲

[「目次」へ戻る](#)
[「表1」へ戻る](#)



「関係会社」とは、提出業者の親会社、子会社及び関連会社並びに提出業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。
 表1の「関係会社向」の範囲は、業務報告書提出業者の関係会社及び同提出業者の親会社の関係会社に対する貸付けとする。(法の規制を受ける貸付けに限る。)

- ＜子会社＞
- 議決権の過半数を保有
 - 議決権の40%以上50%以下を保有する場合であって、
 - ・ 密接な関係(出資、人事、資金等)があり、他の同一の内容の議決権行使を行う者と併せて議決権の過半数を保有
 - ・ 役員等が当該会社の取締役会等の過半数を構成
 - ・ 重要な事業方針決定を支配する契約等が存在
 - ・ 資金調達の総額の過半を融資等

- ＜関連会社＞
- 議決権の20%以上を保有
 - 議決権の15%以上20%未満を保有している場合であって、
 - ・ 役員等が当該会社の意取締役に就任
 - ・ 重要な融資を行っている
 - ・ 事業方針決定に重要な影響を与えることが推測される事実が存在 等
 - 密接な関係(出資、人事、資金等)があり、他の同一の内容の議決権行使を行う者と併せて議決権の20%以上を保有
 - 複数の独立した企業により契約等に基づいて共同で支配

(⇒「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条を参照)